

目次

秋以降のNPO 法人あったかサポートの活動計画	編集部	1
龍谷大学との地域公共人材に向けた協定締結へ	編集部	2～3
社会人対象・生活サポートセミナーの実施計画	木村千代子	4
平成25年度の京都府における労働相談の結果報告	東 明子	5～6
投稿 定時制高校の現状と進路指導	竹本裕一	7～9
定時制高校の人権研修会に関わって	杉原純子	10～11
誌上インインタビュー 物や人の使い捨て時代を問う	竹原八郎	12～14
『あったか歳時記』(夏)	黒川甚平	15
編集後記、図書紹介		16

秋からの当面する活動計画を策定

去る5月25日に「労働と社会保障を勤労者・市民にとって身近なものにしよう」というスローガンの下に第9回総会が開催されました。活動の総括と方針案について質疑応答後に満場一致でそれぞれの提案が可決されました。それを受けて7月18日に第1回理事会を開催し、主要な活動計画が決定しましたのでここに報告します。

1. ラボール学園と協働で実施する連携事業

◎定時制や通信制を中心にした高校、その他私立大学に働きかけて労働関連法教育に向けた出前授業を展開

◎転・退職セミナーや女性労働セミナーなど社会人を対象にした教育活動を展開

◎秋期無料公開講座として「労働の規制緩和」について吉田美喜夫(立命館大学)先生を講師に講演会を開催

◎12月13日(土)

「若者が雇用につまずかないために第7弾」の開催

大学生の就活支援に向けた取組として川口章(同志社大学)・筒井美紀(法政大学)のゼミ生4名を迎えてトークセッションを開催

◎来年1月発行に向けて、労働関連法教育に向けた「教科書」の改訂版の編集

2. 2015年2月1日(日曜日)新春交流会の開催

「持続可能な社会保障に向けた課題——公的年金制度のあり方を問う」をテーマに小塩隆士先生(一橋大学経済学部教授)を講師に講演会を開催

3. 春季連続セミナーの開催

子どもの貧困や就労困難者の支援、少子化と子育て支援の現状と課題、労働の規制緩和と労働法制の課題など労働と社会保障全般のあり方について第3回シリーズで開催

第1回目 3月14日(土)

「生活困窮者自立支援法の施行と中小企業、NPO、地方行政の課題」

問題提起―舟木浩（弁護士）

第2回目 3月28日（土）

「京都市における待機児童の現状と小規模託児所設立に伴う課題」

問題提起―白井敏子

（京都市昼間里親連絡会会長）

第3回目 4月4日（土）

「労働の規制緩和とは何か、今進みつつある労働法制の変化と課題」

問題提起―中島光孝

（大阪弁護士会所属）

4. 労働相談事業の展開

◎京都府からの委託を受け土曜日における「非正規労働ホットライン」や月々金の「夜間労働相談ホットライン」の事業を引き続き実施

◎11月1日を目途に「労働相談Q&A」を発行

◎11月期に全5回に亘る「ケーススタディー」による「労働相談員養成講座」開催

連合京都の後援を受けて労働組合役員や社労士などを対象者として定員40人

◎京都府労働改善連合会との共催で中小企業・管理監督者を対象に「改正労安法に対応できるハラスメント対策と職場環境改善」と題し、舞鶴市10月20日（月）京都市12月1日（月）の両日、それぞれ半日の研修

会を開催

講師は、前半が置田文夫（弁護士）、後半が太田肇（同志社大学政策学部）

5. 「過労死等防止対策推進法」とネットワーク活動の推進

「過労死等防止対策推進法」の成立を受け、国や地方自治体でも法の施行に基づき、個別の相談活動、予防や研修・啓発活動が行われるため当法人としても独自活動の展開と併せて行政との協働行動を展開

6. 2015年5月23日（土）に第10回

記念総会の開催予定

時代は、少子化と高齢化に伴う年金・医療・介護や子育て支援や若者の雇用問題など福祉と雇用・労働の一体化に向けた政策課題を探る時代を迎えています。そこで来年の第10回総会では、2010年代後半に向けた組織・財政・活動方針の策定に向けたNPO法人としての陣形づくりを開始し、これらの課題にこたえるべく記念シンポジウムを企画検討中です。



龍谷大学

「NPO・地方行政研究コース」 で学んでみませんか！

編集部

自らを地域公共人材として高めよう！

NPO法人あったかサポートは、龍谷大学との間で平成23年から26年の3カ年間にわたり地域公共人材に係る相互協定を締結して来ました。本協定の目的は、地域社会における人材育成のために、双方の持つ資源を活用し、地域社会が求める高度な識見を有する人材を育成することにあります。当法人としてはこの3年間に3人の社会保険労務士を同大学の法学研究科・法律学専攻修士課程に推薦し、うち1人は修士課程を修了しています。さらに2人は現在も在学しています。この協定書は本年3月31日で失効しています

が、引き続き本年締結日から平成29年

3月31日までの向こう3カ年間で、本協定の延長が予定されています。改めてこの協定が締結された暁には、龍谷大学法学研究科において学ぶチャンスが与えられます。今後とも当会の会員として引き続き「労働と社会保障」の課題に関心を持って当会の活動に参画する意思のある方が対象です。本協定の下で、1年制修士課程に入学が認められた方には入学金・授業料・施設費の相当額が大学から支給されます。

当法人理事長名で「NPO・地方行政研究コース」への入学を推薦したいと思っています。

大学で学びながらご自分の社会人体験を若き学徒に伝えたい方で、かつ自らを地域公共人材として高めNPOの

活動家として活躍を志す方を歓迎します。

さて、それに先立ち去る7月23日「龍谷大学大学院NPO・地方行政研究コース・協定先懇談会」が同大学の深草学舎で開催されました。大学側からはNPO・地方行政研究コースの取組及び推薦入学試験制度、法学研究科・政策学研究科の特徴、新資格フレームワークとしての「地域公共政策士」についての説明があり、懇談の場が設けられました。

そこで当法人からは、これまで高校生や大学生を対象に労働関連法教育に係る「出前授業」を展開して来た経過から、一つの提案を行いました。提案内容は以下のとおりです。

学生アルバイトに能動的な位置づけを提案

NPO法人あったかサポート常務理事

笹尾 達朗

私たちNPO法人は、「労働と社会保障」に関心のある勤労者・市民の集まりです。とりわけ当法人では、2006年からこれまで高校生や大学生を対象に労働関連法教育に係る「出前授業」を展開して参りました。龍谷

大学においてもキャリアセンターや大学の研究者のお世話になって実施する事ができています。そこで、そうした経過からNPO・地方行政研究コースの取組に当たって、一つ提案がござい

ます。それは今日の学生アルバイトの現状について、大学がキャリア教育という視点からそれを位置づけ直すべきではないかという提案です。いうまでもなく本協定においては、地域公共人材を育成するとの実践的な教育研究の一環として、提携先における実務体験研修の機会を提供することとされています。いま学部生、大学院生を問わず大多数がアルバイトをしていると思います。それだけに彼らのアルバイトを単に生活費を稼ぐという目的に止めるだけでなく、インターンシップとの違いを意識した労働教育的な効果を期待し、そこに積極的意義を見出すべきではないか、という提案です。特に近年では、ブラックバイトと称されるほどに学生の人権や人格権を侵害する事象が生じており、学業にも悪い影響を与えています。アルバイトで収入を得なければ学生生活を継続することができず、アルバイトを辞めたくても辞められない学生が一部に存在しますが、他方で事業主に心理的責任を負わされ、

引き留めにあつて、辞められない状況にある学生も存在します。私たちは実際にそのような労働相談を受けることがあります。困っていても相談先を見出さない学生も存在していると思います。

そこで大学が学生の就職活動をキャリア教育という視点から支援するとするならば、今や大部分の学生が行っているアルバイトについて、逆にその体験を通して企業選択を行う視点を形成することに役立てるべきではないでしょうか。特に就職活動に際し就活生には、「企業から選ばれる」というよりも「企業を選ぶ」という能動的な姿勢を堅持して欲しいと思います。それを養うためには自らの社会人体験とそれに向けた目的意識な関与が必要で

す。その意味においてアルバイト体験は、貴重な社会人体験の場でもあります。インターンという形で社会人体験をする学生も増えていっていると思いますが、企業側からすると単に「一定期間預かっているお客さん」としての存在に過ぎません。仮に仕事を提供されてもそこには社会人としての厳しさを体験できる機会は多くありません。何故ならば、労働を提供しその対価として賃金を支払う関係にないために、「仕事を通じたリアルな体験」ができない



龍谷大学深草学舎のキャンパス

社会人を対象にした 生活サポートセミナー実施計画

木村 千代子（NPO法人あったかサポート理事）



フリーランスという働き方の リスク管理を学ぶ

2014年度の社会人を対象にしたセミナーは、去る6月20日、28日、7月5日の3回に亘りフリーランスという働き方とは何か、働き方で異なる年金・医療保険制度や税制について学ぶことを目的に開催されました。受講された方たちは、各回ともに熱心にメモを取りながら受講し、講座終了後には積極的に質問されることで、さらに理解が深まったようです。受講後のアンケートでは、フリーランスの

概念や雇用労働との違いがわかり、働き方の選択とリスク管理においてとてもためになった、税金については短時間で税制の基本を知ることができたので、もっと勉強をしたくなった、という前向きな感想が多く寄せられました。雇用の流動化が進む中で、今後はさらにフリーランスという働き方が増えることも予想されます。孤立しがちな自営、フリーランスの方たちへの知識や情報の提供、また人とのつながりの場として次年度もぜひ開催したいと考えています。今後の社会人を対象にしたセミナーの開催は、①9月10日に「転職・再就職セミナー」、②9月24日、10月1日は「シニアのための退職準備セミナー」、③来年3月には「女性労働セミナー」を計画しています。

転職や退職に伴うリスク管理を学ぶ

近年では、労働規制の緩和等により、働き方や労働条件が多様化してい

ます。ホワイトカラーエグゼンプションは、労働時間ではなく「成果」で賃金を支払うため、時間外労働であつても残業代が支払われない制度です。限定正社員は、個人の事情や希望に沿った柔軟な働き方ともいえますが、処遇が正社員と異なる場合があります。労働法制と現実の運用の両面から自身の働き方を知ることが大切です。そこで今回の「転職・再就職セミナー」では、退職、再就職の際に役立つ社会保険制度の活用や求人票の見方に加え、働き方のリスク管理についても解説します。またシニア世代にとつては高年齢者雇用安定法の改正により、より長く働ける環境が整いつつありますが、老後の生活設計を立てる際には年金制度改革との関連性も理解しておく必要があります。年金や医療保険など法制度の概要を知って自分らしいセカンドライフを選択するベースとなる「シニアのための退職準備セミナー」を全2回

に亘り開講します。

少子化と働く女性のリスク管理を学ぶ

さて女性をとりまく労働環境や法制度も大きく変わりつつあります。政府は少子化や労働人口の減少を危惧し、女性労働力の活用に積極的です。そのため出産育児を通して働き続けられるための育児・介護休業法や社会保険制度の改正を進めています。また「103万円の壁」と言われる税金の配偶者控除制度や「130万円の壁」など被扶養者の範囲についても見直しが検討されています。勿論女性が子育てをしながら働き続けるためには、夫や家族の協力が必要です。そのためには男女ともに長時間労働の解消が不可欠ですがそのための法改正は進んでいません。そこで今回の「女性労働セミナー」では、社会保険など労働関連法令の上手な利用方法の解説にとどまらず、幅広い社会的視野で女性や労働者を取り巻く状況や将来展望について受講者の皆さんと話し合える発展性のあつた講座をめざしています。男女を問わない勤労者の皆さんの受講を歓迎します。



平成25年度 京都府の労働相談の概要

相談件数 2,258件 前年度比 8.6% 増加



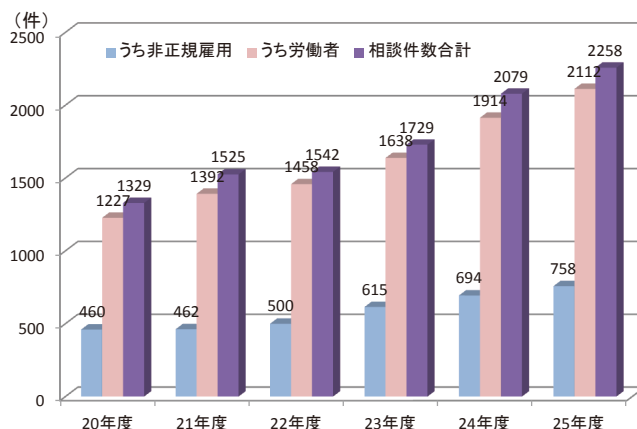
京都府 労働・雇用政策課 主査

東 明 子

京都府では、京都テルサ内の京都中小企業労働相談所で、日曜日と祝日、年末年始を除く毎日、府民の皆さまから寄せられる様々な労働相談に応じています。平成25年度の労働相談の結果は次のとおりでした。

ポイント

- 相談件数は前年度より8.6%増加し、2,258件となり過去最高。
- 相談全体に占める非正規労働者の割合は33.6%で、前年度に比較し微増。
- 相談内容別では、「賃金」（賃金未払い、最低賃金等）に関する相談が最も多く（12.3%）、次いで「労働時間・休日」（年次有給休暇、長時間労働等）（10.6%）、「退職・退職金」（退職手続き、退職金未払い等）（10.5%）に関する相談が多い。



・平成25年度の相談件数は、平成21年度の約1.5倍に増加

平成25年度の労働相談の傾向

1 労使別・雇用形態別件数

- ・労働者からの相談の割合は93.5%、使用者からの相談の割合は4.0%であり、また、正規労働者から相談の割合は42.6%、非正規労働者からの相談の割合は33.6%で、いずれも前年度とほぼ同様。
- ・非正規労働者のうち、パート労働者からの相談が微減し、契約、臨時、派遣、嘱託からの相談はいずれも増加。特に派遣労働者からの相談は30.6%増加した。

労使別件数

	25年度	24年度	→ 増減率
労働者	2,112件 (93.5%)	1,914件 (92.1%)	10.3%
使用者	90件 (4.0%)	83件 (4.0%)	8.4%
※不明・その他	56件 (2.5%)	82件 (3.9%)	▲31.7%
合計	2,258件 (100.0%)	2,079件 (100.0%)	8.6%

※請負、就労状況を把握できなかった者等

雇用形態別

		25年度	24年度	→ 増減率
労働者合計		2,112件 (93.5%)	1,914件 (92.1%)	10.3%
正 規		962件 (42.6%)	893件 (43.0%)	7.7%
非 正 規		758件 (33.6%)	694件 (33.4%)	9.2%
	パート	299件 (13.2%)	306件 (14.7%)	▲2.3%
	契 約	175件 (7.8%)	151件 (7.3%)	15.9%
	臨 時	157件 (7.0%)	137件 (6.6%)	14.6%
	派 遣	94件 (4.2%)	72件 (3.5%)	30.6%
	嘱 託	33件 (1.5%)	28件 (1.3%)	17.9%
※不明・その他		392件 (17.4%)	327件 (15.7%)	19.9%

※求職活動中の者、雇用形態を把握できなかった者等

2 労働相談内容別件数

- ・相談内容は、「賃金」に関する相談が最多。次いで「労働時間・休日」「退職・退職金」に関する相談が多い。
- ・「労働条件に関すること」の「その他の労働条件に関すること」640件のうち「労働契約」に関する相談が414件。
- ・「勤労者福祉」390件のうち「労働保険」に関する相談が248件、「社会保険」に関する相談が128件。
- ・「その他」916件のうち「パワハラ・人間関係」に関する相談が347件。
- ・「解雇・退職勧奨」に関する相談は平成22年度までは2位であったが、23年度からは順位が下がり、平成25年度の相談件数では平成21年度の82%となった。
- ・「退職・退職金」に関する相談は22年度は5位であったが、23年度は3位、24年度は2位、25年度は3位と、近年は「解雇・退職勧奨」を上回っている。平成25年度の相談件数では平成21年度の2.8倍に増加した。
- ・「雇い止め」「配置転換」などの雇用に関する相談は、平成21年度の2.6倍となった。

	25年度		24→25	24年度		23年度		22年度		21年度		20年度	
	件	%	増減率 (%)	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
労働条件に関すること	2,395	60.6	9.0	2,198	61.1	2,028	64.3	1,739	68.9	1,719	70.8	1,464	69.8
就業規則 就業規則の作成、周知 等	53	1.3	-38.4	86	2.4	90	2.9	65	2.6	87	3.6	50	2.4
賃金 賃金未払い、最低賃金 等	485	12.3	3.2	470	13.1	427	13.5	435	17.2	400	16.5	365	17.4
労働時間・休日 年次有給休暇、労働時間 等	420	10.6	11.4	377	10.5	344	10.9	302	12.0	290	11.9	246	11.7
退職・退職金 退職手続き、退職金未払い 等	417	10.5	5.0	397	11.0	318	10.1	187	7.4	146	6.0	122	5.8
解雇・退職勧奨 ※使用者からの労働契約解除に関する働きかけ	325	8.2	11.3	292	8.1	290	9.2	342	13.6	398	16.4	338	16.1
安全衛生 職場環境の整備、安全配慮義務 等	55	1.4	48.6	37	1.0	91	2.9	100	4.0	116	4.8	97	4.6
その他の労働条件に関すること 損害賠償、競業禁止 等	640	16.2	18.7	539	15.0	468	14.8	308	12.2	282	11.6	246	11.7
労働組合・労使関係 組合結成、労使交渉 等	62	1.6	67.6	37	1.0	57	1.8	47	1.9	56	2.3	62	3.0
雇用に関すること 雇い止め、配置転換 等	192	4.9	8.5	177	4.9	141	4.5	61	2.4	73	3.0	86	4.1
勤労者福祉 労働保険、健康保険・年金 等	390	9.9	4.3	374	10.4	262	8.3	204	8.1	172	7.1	150	7.2
その他 人間関係、育児介護休業、その他	916	23.2	13.1	810	22.5	667	21.1	472	18.7	409	16.8	335	16.0
合 計	3,955	100.0	10.0	3,596	100.0	3,155	100	2,523	100.0	2,429	100.0	2,097	100.0

※相談内容別件数については、1件の相談で複数の相談内容がある場合があるため相談件数と一致しない。

雑感

〜定時制の現状と進路指導〜

竹本 裕一（京都府立朱雀高等学校教諭）



ニューヨークの国連本部を見学、総会議場にて

私が進路指導を担当するようになったのは平成20年。サブプライムローン問題に端を発したリーマンショックにより世界金融危機の嵐が吹き荒れた年だ。その影響は「派遣切り」「派遣村」という社会問題を引き起こし、就職を希望する生徒たちにも緊張感を与えた。以前は、定時制の生徒たちは、自分

で仕事を探したり、アルバイト先に就職するなどして、学校紹介での就職を希望するものは多くなかった。しかし、派遣村の映像は彼らにショックを与えた。この年を契機として、卒業時にきつちり正社員として就職しておかないと大変なことになるという意識を持つ生徒が増加した。しかし、求人数は減少し、その上、例えば5名求人しても実際は2、3名しか採用しないなど、求人する企業もすぐに使える生徒しか採らない傾向が強くなった。これは厳しいことになったと思ったが、しかし同時に、定時制生徒にとつて、これはむしろチャンスではないかとも思われた。勉強が得意と言う生徒は少ないが、アルバイト先へ職場訪問などに行くと、実に勤勉に働いており、評価も高い。学校で見せる顔とは全く別の顔を持っていたりもする。そういう目で見ていくと、アルバイト経験が豊富な生徒は即戦力としての期待感があるし、ひとつの仕事をつつと続けてきた生徒

は、就職しても簡単に辞めたりしないだろうと思わせる安心感があった。企業も経済状況が悪い中で求人するのであるから求める人物像はより明快になった。企業選びのマッチングと、演出ノートを作るように志望動機書作りを丁寧な指導した。「経営者に聞く」「人事担当者に聞く」「スベシヤリストに聞く」のような講演会や、マナー講習会、面接指導など、合格する人物像をイメージしやすくする企画を充実させた。結果として、リーマン以後、5年間、学校就職希望者数は右肩上がりが増え、その全員を合格させることができた。

徒は……」とは言われないで、「定時制の生徒は……」と一括りにされたりする。他にも、差別的対応もあった。国際的に評価の高い種苗メーカーは、職場見学を申し込むと、「定時制は対象に考えていない」と露骨に言われた。「御社は受験以前に差別されるのですか」と返すと、「社内で検討します」という返事。後日、見学も受験もOKの返事が来た。しかし、同時にもう一枚の求人票が送られてきた。本校全日制の男子生徒が、その会社を希望していたが、本校に来ていたのは全員女子の職種だった。残念がついていたその男子生徒のために、別の職種の求人票が来たのだ。そこまではいい。だが「御校から受験できる生徒は1名です」という一言がついていた。

教師も生徒も強くなりたいと展望は拓けない。「アルバイトもしたことのない甘ちゃんに負けるな」と発破をかけつつ、教師も同時に学ばなければならぬ。幸いにも朱雀の進路部長に就くと同時に、進指協（京都府高等学校進路指導協議会）の定通部長を仰せつかった。初めは右も左もわからなかったが、そのときどきの問題を府下の定時制通信制全体で共有し、対策を考える機会を企画することができた。

進路協定通部会 研修会

定時制通信制生徒のおかれている現状をよりよくするために、定通部会では毎年、研修会を行っている。ここ数年の研修会をもう一度見直してみると問題点の流れが浮かび上がってくる。

平成20年7月14日(月)

14:00～17:00 洛陽工業高校

I部 大学との懇談会

14:10～14:30 大阪商業大学

14:30～14:50 大阪産業大学

14:50～15:10 大阪芸術大学短期

15:10～15:30 京都外国語大学短期

15:30～15:50 大阪経済大学二部

16:00～16:45 講演「専門学校の選び方」(株)さんぽ

II部 専門学校に関する研修会

16:00～16:45 講演「専門学校の選び方」(株)さんぽ

う

平成21年7月13日(月)

14:00～16:30 鳥羽高校

①「進学のためのマネープラン講習会」

講師 奥平 温子

(ライセンシアアカデミー)

②「教員のための労働法入門」

講師 笹尾 達朗、杉原 純子

(NPO法人あったかサポート)

平成22年7月12日(月)

14:30～16:30 鳥羽高校

1「介護・福祉」進路指導セミナー

きょうと介護・福祉ジョブネット

仕事理解促進事業について

①「介護・福祉人材の育成と教育内容」

京都府介護福祉士養成施設連絡会

(京都保育福祉専門学院院长)

②「介護・福祉の仕事のキャリアデザイン・処遇」

岡本 匡弘 氏

京都市老人福祉施設協議会副会長

(京都桂川園長) 山岸 孝啓 氏

③ 事業説明

京都府福祉人材センター課長補佐

西田 周二 氏

2介護福祉士等修学資金貸付制度について

3高校生インターンシップ事業および

出前講座について

う

平成23年7月8日(金)

14:00～16:00 鳥羽高校

進路指導研修会「看護関係」

～定通制生徒のための看護師への道～

①東京アカデミー京都校

山本理保子 先生

②京都府医師会看護専門学校

教育顧問 唐松秀幸 先生

③京都民医連中央病院

副看護部長 長理恵子 氏

平成24年7月6日(金)

14:00～16:30 鳥羽高校

「発達障害のある生徒のキャリアサポートについて」

～どのような選択肢があるのか～

①ハローワーク七条障害者就職相談室

統括職業指導官 横山 秀治 氏

②京都障害者職業センター

障害者職業カウンセラー

横峯 純 氏

③京都市発達障害者支援センターか

がやき

臨床心理士 大鋸 史明 氏

②関西福祉学園 働き教育センター

京都 理事長 辻 勝司 氏

平成25年7月6日(金)

14:00～16:30 伏見工業

「進路部長のための労働法入門」

あったかサポート

笹尾 達朗 氏

平成26年7月4日(金)

14:00～16:30 伏見工業

I部 未就職者の指導

「未就職者の就職支援について」

II部 働くための基礎知識

「様々な働き方と法定福利、法定外福利の適用」について

総合就業支援室

中小企業人財確保担当課長

大槻 一志 氏

同 主事 幸前 清美 氏

「京都新卒人づくり大学」の実際

(株) インテリジェンス

山崎 正教 氏

「新卒応援ハローワーク」について

京都西陣公共職業安定所

吉田 勝 氏

II部 働くための基礎知識

「様々な働き方と法定福利、法定外福利の適用」について

「限定正社員(ジョブ型正社員)制度」について

あったかサポート

笹尾 達朗 氏



モルツ ドリームマッチ 2012 in 東北 審判として



京都府立朱雀高校の全景

平成20年は、大学を呼んで入試研修会を行った。平成の一桁の頃は定時制生徒の大学進学といえばⅡ部中心であった。その後、大学のⅡ部は減少し、現在ではほぼ皆無となったが、生徒数の減少という流れの中で、定時制からでも入学可能な大学が増えてきた。平成20年はリーマンショックの年でもあり、厳しい就職状況を回避するためにも進学できる大学を確保したいという思いが強かったと思う。

経済的に恵まれていない子の比率は定時制の方がはるかに高い。進学を希望していたが、家計が不安定になり進学できないという生徒の数が急増

する。進路指導の中で、経済的見通しや奨学金や教育ローンなどに関する相談、指導が増加した。21年はそんな問題を考えようとした。また、就職面での厳しさが、労働法の基礎知識が必要という思いを喚起した。

22年、私も進路部長三年目となり、研修会のコーディネート力がついてきた。「介護・福祉」方面への進学、就職を目指す生徒の指導のため、教育機関、現場、行政から専門家を呼び、理解を深めた。恵まれた職場とは言えないが時代が要請する業種への理解は大切である。

看護師は一定の学力も求められるため、定時制生徒にとって正看護師への挑戦はなかなか大変であったが、大学が看護学部を新設するブームが続いており、学力や経済的に余裕のある全日制生徒の多くは大学の看護学部へシフトした。そのため看護専門学校への入学チャンスが広がり、定時制から看護師を目指す生徒が増加した。23年の「定通制生徒のための看護師への道」はそういういった環境下、社会的にも経済的にも評価のある仕事につけるチャンスが広がったのを生かそうとした企画である。本校（朱雀定）でも、このところ毎年進学者がでるようになり、この春は3名が看護学校へ進学している（卒業生40名中）。

卒業生40名中）。

平成19年に特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、すべての学校に障害のある生徒の支援を充実していくことになった。以後、発達障害のある生徒の普通科入学者も増加し、進路指導においても大きなテーマとなってくる。24年の「発達障害のある生徒のキャリアサポートについて」〜どのような選択肢があるのか〜はそんな情勢が必要とした企画だ。行政や支援現場から詳細な報告をいただいた。

昨今ブラック企業という言葉がよく使われるようになった。本校卒業生でも、長時間労働、サービス残業、パワ



神宮球場 全国定通制野球大会に朱雀の監督として

ハラ等で体調を崩し、早期に退職に追い込まれる事例が出てくる。看過できない労働問題を内包している企業もあり、職安、労基に相談し、和解金を勝ち取った例もある。泣き寝入りしないためにも、理論武装する必要がある。25年の「進路部長のための労働法入門」はそんな企画である。

今年は未就労者の就労対策の実際について、ジョブパークやハローワークから報告いただいた。また、限定正社員といった新しい働く形が出てきたが、様々な働き方とそれぞれのメリット、デメリットについて理解する研修を行った。

こうして、新たに見直してみると、あったかサポートの笹尾氏には大変お世話になっていることがわかる。今後とも、生徒の進路実現が実りあるものとなるよう共に歩んで行きたいと思う。



鳥羽定時制高校の人権研修会に関わって

杉原 純子 (NPO法人あったかサポート理事)

去る7月17日に京都府立鳥羽定時制高校の人権研修会に講師として関わる機会に恵まれました。ここにNPO法人あったかサポートの理事として報告をさせていただきます。

教師を対象に、午後から開催された教職員人権研修会では「若者をめぐる雇用環境と若者の働く権利と人権」と



左から二人目の鳥羽定時制・村田教諭と記念写真

題し、笹尾常務理事が、バブル経済崩壊以降の若者をめぐる雇用環境の変化と、その結果生じている労働現場の状況や労働トラブルについて解説しました。また、今後若者が労働現場で自らの人権や人格が保障されるために如何なる働き方や生き方が問われているのかを、グラフや事例を交えて紹介しました。

その後を受けて私がこの後の授業で1〜4年生の生徒を対象にどのような話しをするのか、その内容について概略を説明しました。できることならば教師の方々と一緒に、今日的な学校現場における生徒に対するアルバイトを含む就労に向けた課題や疑問点について意見交換したいと思っていたのですがそのための時間を取ることができなかつたことが悔やまれます。

1〜4年生を対象に話す工夫とは

18時から、1〜2年生と3〜4年生の二つのグループに分けて生徒を

対象にした人権学習会が開催されました。昨年から出前授業の講師陣の会議や学習会に参加されている喜多和美先生が、五月の寸劇の配役に引き続きこの度初めて3〜4年生を前に講師をされました。

今回は事前に鳥羽高校定時制の人権研修会の担当をされている村田章先生と打ち合わせをさせて頂くことができました。その場で①1、2年生は長時間座ってられないので話しの中に質問やブレイクタイムを入れること、②複雑な折れ線グラフや抽象的な事柄を理解することは苦手だということ、③特に1年生はまだ高校に入りたてで落ち着いていないと伺っていましたので、学習会に際しては、パワーポイントを使って写真やイラストを取り入れることにし、できるだけ文字は少なく、難しい表現や専門用語は避けることでイメージしやすく、彼らの興味が湧くように工夫しました。

「ワンオペ」という言葉を知っていますか

お題は、「若者の働く権利と人権を考える」ある牛井チェーン店における事例を通じてです。彼らにも馴染みがあり、今日人員不足で店が臨時閉店するなど話題となっている「牛井のすき家」の事例を取り上げることになりました。

ネットでは題材について「すき家」と入力するだけで「すき家・ブラック」につながる情報が大量に流れています。それによると労働生産性をあ



当日、使用したパワーポイントの見出し

げ、コストを削減するために「ワンオペ（ワンオペレーションの略）」という、店をたった一人でしきり、仕込み、接客、調理、会計、掃除まで店を切り盛りしなければならない実態や、新人アルバイトからシフトごとにアルバイトをまとめるチーフ、バイト全体をまとめるチーフも同様にアルバイト、そしてさらに段階的にスキルアップして店長クラスになったとしても非正規雇用の契約社員であること、さらに地域エリア5〜10の複数店舗のマネージャーをする段階でようやく正社員が



1〜2年生に講義する杉原社労士

管理することになる、という啞然とする雇用形態がまかり通っていることや、その他残業代未払い訴訟や、労働組合との団体交渉拒否など様々な実態がうかがえました。

責任範囲が正社員並みのアルバイトの実態を紹介

パワーポイントの資料を作成しながら今問題となっているブラックバイトとは、臨時的、補助的な雇用を意図したこれまでのアルバイトの姿ではなく、低コスト低賃金でかつ正社員並みの主力戦力として扱われているということを知り、そのことを生徒たちに伝える事を通じて、働く者の人権や人格権が失われてはいけないという話をすることにしました。

幸い当日は、イラスト、写真作戦が功を奏してか、お店が閉店している映像等に彼らは興味を示し、私の話を聞いてくれていました。次第に内容が本題に入っていくと難しくなり、事前に先生から生徒たちの雰囲気伺っていたとおり、後方の席に座る子たちは騒がしくなってきましたが、途中で退席する子もなく、中には最初から最後まで聞いてくれていた生徒もいたので準備の甲斐がありました。話の途中に例えば時給1,100円に上げてでも求人

に応える若者が来ない実態を紹介すると、「高けー俺なら行く」「俺の時給は790円や」とか、ワンオペのスライドを紹介すると「俺やったらそれぐらいできる、頭使ったらできるで」などと反応してくれていました。18歳未満でも夜10時以降の深夜労働のシフトで働いてといわれるトラブルをスライドで説明した際にも、「俺もやってる」と賑やかに反応してくれていました。

食らいついてきた生徒の発言を掘り下げるのがコツ

定時制高校生は確かに騒がしいですが、自由奔放に発言してくれるので講師をしているととても面白いです。食らいついてきたその発言に講師としては、それを掘り下げることができなければ子どもたちは興味を持つてくれません。ただ単に社会保険労務士としての知識を提供するだけの講師では彼らに伝えることはできません。彼ら生徒たちが日常的に抱えている問題に直ぐに反応し、それ答えてくれる大人に彼らは興味を持つてくれるのだと思います。

私は出前授業の講師を2007年から初めてもう7年にもなりますが、未だ納得が行く授業ができていません。そのことに私自身に不甲斐なさを感じ



3〜4年生に講義する喜多社労士

ていますが、今回画像を取り入れたパワーポイントなど新たな講義形式を取り入れることができました。今後、大学生には一方的な講義だけでなくケーススタディなどワークショップ形式を取り入れるなど工夫していくなどの必要もあります。それらを通じてこれからも私たちNPO法人が担う出前授業の進化を遂げ、試行錯誤しながらこの事業が発展することを願っています。



誌上インタビュー

物や人の使い捨て時代を問う

「使い捨て時代を考える会」 理事

竹原八郎さんに聞く

今回登場して頂いた竹原八郎さんは、元宇治市の職員です。在職中から有機農業の推進など安心・安全な農産物の安定的な供給を目指すNPO法人「使い捨て時代を考える会」の活動に参画してきました。60歳で退職後は、理事として幅広く活躍されています。

そこで同会では、どのような活動の主旨で、どのような活動をされているかについてお話を伺います。

編集部

使い捨て時代を考える会は、いつ、どのような目的で設立されましたか。

竹原さんはいつ頃からこの活動に関わるようになりましたか。

竹原さん

「会」は1973年にできました。その頃は高度経済成長で「便利で豊かな生活」が広がる一方、公害などその負の側面も明らかになった時代でした。農業も例外ではなく、後継者は激減し化学肥料や農薬の多用で農産品の安全も脅かされていました。こういった社会を「使い捨て」社会と考え、その「時代」を問うところから動きが始まったと思っています。

私はそのような動きに共感したのはもちろんですが、「会」の集まりの自由さ柔らかさにひかれました。子供もできた30歳前後に「会」に入りました。

もう30数年前になりますが、生産者会員が作る農産物の供給を受けてはいるもののそれほど積極的に活動に関わってきたわけではありません。

編集部

戦後の高度経済成長が終えて、安定成長の時代に入るとそのような時代に誕生したのです。それから既に40年ほど経過しました。当時とは活動を支えるメンバーは勿論、活動の内容も変わったではありませんか。

竹原さん

当時の会員は30歳前後の子育てを始めた家庭の主婦層が多かったと思います。以降、若い会員を迎えながらも、その当時入会した会員が今も大きなウェートを占めています。一言で言えば高齢化してきましたということでしょうか。

活動の内容もそれほど大きく変わっていません。毎日口にする農産品を会員である生産者が作り、会員である消費者がこれをいただき、その間をやり取り会員である「専従」が繋ぐというか運ぶということがずっと「会」の活動の中心です。ただ、もともと農産品は「考える素材」という位置づけだったのでそれ以外のこと、例えば原発のこ

編集部

農業を通して、この国のあり様を問う直し、価値観の転換を迫っているという思いがあったと思います。一定程度、目的を達しつつあるとお思いでしょうか。

とや環境のこと（当時は公害問題と言われていましたが）、その他会員の関心のある様々なことやっていました。この点も変わっていません。一度インターネットで「使い捨て時代を考える会」のホームページを見てください。



バーベキューを楽しむ竹原さん



子どもたちも参加した田植の風景

竹原さん

「食の安全・安心」という点に關して言えば大きく変わったと思います。有機無農薬野菜は「会」に入らなくなりました。有機農産品はブランドにさえなっています。当時無農薬有機で作物を作ろうとする生産者会員、運ばれてくる仕分けもされていない農産品などを計りで測って「班」で分配し、虫食いのレース状の葉つ葉なども食べていた消費会員はかなり変わった人たちと
思われていたでしょうが、今では「会」

が変わり者集団だとは思われていないでしょう。

一方「豊かさの時代」を疑い、自分たちの暮らしを見直し、使い捨て時代を変えたいと出発したはずの「会」ですが、この点では「目的を達しつつある」とは言えません。物の使い捨て、食べ物の使い捨て、人の使い捨ての状況はますますひどくなっていると思います。

編集部

しかし、日本の農業は厳しくなる一方ではないでしょうか。高齢化による後継者不足など農業を支える担い手が少なくなっていることは深刻だと思います。

竹原さん

全くそのとおりです。各地に耕作放棄された田畑が広がっています。でもこれは農業だけに特有の問題ではないような気がします。青々と続く山も近づくとも人の手が入らず放置されています。林業は農業以上に深刻かもしれません。近年は街の工場に後継者がいないと聞きますし、「シャッター通り」となっている市街地もしばしば見る光景です。

その一方に、なかなか仕事につけな

い若者、女性、高齢者がいます。ミスマッチ以上の矛盾を感じます。

編集部

TPPなど国際社会との競争に拍車がかかり、食料自給率の低下も危ぶまれています。しかし、農業者には危機感があるとは思いますが、私たち消費者にそのような危機感はあるのでしょうか。

竹原さん

「深刻さ」は農業に顕著に現れていると思いますが、さっきも言ったように農業だけが危機ではありません。「農業者」が農業生産という側面だけで生きているわけではないのと同じように、「消費者」も消費という面だけで生きているわけではありません。「私たち消費者」も身近な自分の周りを見てみれば、生活に困っている人や家庭内に問題を抱えている人がいるのではないのでしょうか。仕事の場で精神的・肉体的にしんどい状況に置かれている人はいませんか。これは「人の使い捨てだ」と思ったことはありませんか。自分自身がそういった中に暮らしていることはありませんか。農業者も消費者も、自分自身を取り巻く「深刻さ」を見つめると同時に、他の人たちを取り

巻く「深刻さ」への想像力も大切だと思います。

ところで、今年は国連の「国際家族農業年」だということをご存知でしょうか。「家族農業以外に持続可能な食糧生産のパラダイムに近い存在はない」と国際連合食糧農業機関の事務局長さんがいつておられるとのことですが、「TPP反対」と言う農業者の面でも金融やその他の産業面でも「進歩」に逆行しているように思われるかもしれません。工業生産物のように食べ物を商品として生産する寡占大規模農業に未来があるようには思えません。

編集部

生産者と消費者とのネットワークづくりは進んでいるのでしょうか。

竹原さん

このことについてあまり知らないのですが、そんなに広がってはいないのではないのでしょうか。「会」も会員1600人程度という状況がずっと続いています。他の産消提携団体が大きくなっているという話もあり聞かれません。産消提携は日本の運動の影響を受けて、むしろ欧米で広がっているという話は聞きますが。

でも、日本で生産者と消費者との

ネットワークづくりが広がっていないからといってそれほど悲観しているわけでもありません（ちよっとノータンキかもしれません）。今、競争社会に否定的で自然や農的世界に身を置きたいという若い人によく出会います。六十歳も半ば近い私としては、1990年以降の失われた時代に育ってきた若い世代が新しい繋がりを作り出していく、そのための空間を確保することに関心があります。私が「会」の活動で関わっている京都府南丹エリアでそういった輪が広がり始めているのを見ることは大変楽しい体験です。

編集部

使い捨て時代を考える会がNPO法人の認定を受けたのはいつ頃ですか。なぜ、NPO法人という組織形態を目指したのですか。何か、意図があったのでしょうか。

竹原さん

2001年に認定を受けました。私は申請に関わっていないので「会」での論議の内容はよく知りません。小さいとは言え1600人の会員の収入や日常の食生活を支える社会的存在という点で、任意団体ではなく法人へ移行する必要が認識されたからではないでしょうか。

編集部

ところで竹原さんは、NPO法人あったかサポートの設立当初からの会員です。当会の活動とNPO法人「使い捨て時代を考える会」の活動とは、活動の目的も性格も異なります。ご自身の中で折り合いは、どのようにしているのでしょうか。

竹原さん

「あったかサポート」と「使い捨て時代を考える会」の目的がそんなに異なっていると思ったことはありません。あったかサポートに参加したのは同じ学校で二十歳前後から付き合いのあった笹尾さんが、それまでの仕事を止めて「あったかサポート（当時はまだその名前はなかったのですが）」の活動に専念されるというのを聞いたからです。私自身の夢を「あったかサポート」というジャンルで実践してくれると感じたからです。今の社会の構造が、物の使い捨て、食べ物を使い捨て、人の使い捨てであることを多くの人が実感する「今」だからこそ、平坦な道ではないでしょう。が次の時代の可能性が見えてきたとも言えるのではないのでしょうか。そういった意味で両方の会に所属していることに違和感はありません。

ゴーワクのちから ーゴー！ゴー！ワクワクキャンプ2013報告書ー



2013年11月30日 発行
編集 ゴー！ゴー！ワクワクキャンプ 報告書編集チーム
発行 ゴー！ゴー！ワクワクキャンプ
印刷・製本 コミュニティ洛南

事務局所在地 京都市左京区岩倉中町568丸静荘
連絡先 55wakuwakucamp@gmail.com
ブログ URL http://55wakuwaku.jugem.jp/
印刷代カンパ 500円

あったか歳時記 (夏)

花の名前

黒川 基平

「これ、カシワバアジサイ？」

私は尋ねた。

「そうよ」

妻は、少し気取った声で答えた。花の名前を当てて、私は小学生のようになり満ちた。園芸をかじりはじめた頃だった。

カシワバは、柏葉。葉っぱの形が似ている。でも、柏餅のそれよりもずっと大きい。円錐状の花房も立派で、柔らかな乳白色をしている。かつて、散水栓の脇に妻が苗を植えた。それが、人の背丈ほどにも育った。

ただし、目の前にあったのはその本ではない。私が指差したのは、妻が座敷に並べていた布花の一つだった。

様々なテクスチャーの布を使ってその花の特徴を再現する布花は、安っぽい紙の造花とはまったく別物だ。強調と省略によってもうひとつの「花」をつくり出す。妻は先生について技術を習得し、さらに、自宅で知

人を集めて教えていた。そのグループの展示会を、区の文化センターで開催することになった。何種類もの布花を花瓶や籠にアレンジしてはじめて作品になるから、そのためにはかなりの本数を制作しなければならない。

仕分けされた布花のなかに、まだ一、名前が浮かぶものがあつた。だが、間違っていたら、互いに気まずくなるだろう。作品発表の直前は、ピリピリするものだ。私も、個展を開めた直後に胃痙攣をおこしたことがある。展示会に行けば、わかるんじゃないか。私は問いを呑みこんだ。

ところが、当てははずれた。広い会場に競うように陳列された作品には、作者の名前が添えられているだけだった。私は絵のように、作品ごとに題名がついているものと思っていたのだ。

しかし、考えてみれば、かりに題名をつけるとしても、花の名前にはないだろう。たとえば、大小のひまわり

を花瓶にアレンジした作品。まず『ひまわり』という題名にはしない、私だったら。それでは花屋になってしまふ。つけるのであれば、そう、『夏の思い出』とかなんとか。

展示会の終了後、私は妻にある提案をした。私は絵で、妻は布花で、二人展をやらないか、と。それは素晴らしいアイデアのように思えた。絵と布花で彩られた画廊のイメージさえ浮かんだ。

すると、妻は首を横に振った。『どうして』

え？ 妻は低く聞き返して、しばらく黙った。そして、ため息交じりにいった。



「大変だわ、プレッシャーが」

「そう」

どんなプレッシャーなのか、よくわからない。でも、いつかは。計画はフリーズすることにした。

座敷には、今もたくさん布花がある。作品に仕上げる前の花が、種類別に壁際に吊るされている。その中から私が見つくりつつアレンジした花瓶や籠も置いてある。小さな白い仏壇を囲むように。計画は永遠にフリーズされた。

花の名前を尋ねても、写真は答えられないが、考える楽しみがあるでしょ、といっているような気がする。

散水栓脇のカシワバアジサイは、妻がこの家からいなくなると、花をつけなくなった。それまでは、溢れんばかりに咲いていたのに。不思議とは思わない。植物を育てていると、こういうことがよくある。

けれども枯れてはいない。枯れなければ、また、あの柔らかな花房が見られるだろう。きっと。いつかは。

会員年会費または寄付金のお願い

NPO法人あったかサポートは、「労働と社会保障」に係る市民のコモンセンスづくりを進めます。当法人の活動へのご理解を賜り、本年度も引き続き年会費または寄付金をお願いします。

- (1) 正会員は、年間1口5,000円です。個人として総会での議決権を有します。
- (2) 協会員は、年間1口10,000円です。団体としての参加ですから総会での議決権はありません。

*個人、団体会員で2口以上の複数口数加入者には、特典として

今年度も、春秋セミナーの受講が無料になりますのでご利用下さい。

- (3) 賛助会員は、年間1口3,000円ですが、当法人の活動に直接参加できない方のための制度です。従って、総会での議決権はありません。

尚、協会員会費、賛助会費は寄付金控除にご利用できます。

郵便振替口座 00900-2-264244 振込先 → 特定非営利活動法人 あったかサポート

編集後記

年金の財政検証が行われたが、今後の不安をつのらせるにとどまっている。少子・高齢化を前に共働き世帯が増えるなどこの国の公的年金制度は、国の政策が時代の変化に追いついていない。また「子どもの貧困率」が2012年に16.3%と過去最悪を更新したが、背景に「母子家庭が増えており、働く母親の多くが非正規雇用であることも影響している」(厚労省)との指摘がある。国の社会保障費は、医療・福祉よりも年金に支出が傾斜している。限りある社会保障費をどのように分配するのかについて、私たちは、もっと公平性や平等性の視点から議論をすべきであろう。そこで本年度は、年金制度のあるべき姿について、医療、福祉、教育、子育てと関連づけて考える企画をし、来年の2月1日には、一橋大学の小堀隆一先生をお迎えし「年金など持続可能な社会保障制度」の講演会を計画している。その他に今号「あったか情報」では、年間方針を案内したので一読を頂きたい。労働関連法教育の推進については、ラポール学園と協力して①これから増えるであろうフリーランスな働き方など社会人、②定時制や通信制など高校生、③大学生など就職活動中の若者を対象に様々な教育活動セミナーを展開したい。木村、杉原両理事の報告は、社会保障労務士としての職業意識した自らの社会的役割を問う内容となっている。また今号では、竹本裕一朱雀高校教諭による「定時制高校における進路指導の実際」について投稿を頂いた。読者の皆さんには、興味深く読んで頂けるであろう。

さて労働相談活動は、京都テルサにおける労働相談とは別に今年の1月末から京都府の支えを得て「夜間労働ホットライン」を実施している。その報告を「夜間労働相談ニュース」第2号として発行した。京都府の東明子さんに投稿頂いた「平成25年度京都府の労働相談の概要」と併せて読んでほしい。

そこからは、「辞職がままならない」など今日的な労働相談の特徴が解る。「退職したいのに退職できない」理由には、辞職したいが「会社が辞めさせてくれない」との相談が目立つ。その他に「今の会社を辞めたら他に行くかあてもない」という経済的な悩みもある。来年4月から「生活困窮者支援法」が施行されるが、DVで「離婚したくてもできない」とじっと耐えている孤立した女性の姿につながる。単なるワークフェアではない支援つまり一人の人間に対して福祉と労働・雇用の一体化した総合的な支援の方法——ソーシャルワーカーの役割が私たちNPOにも問われているのであろう。

(笹尾)

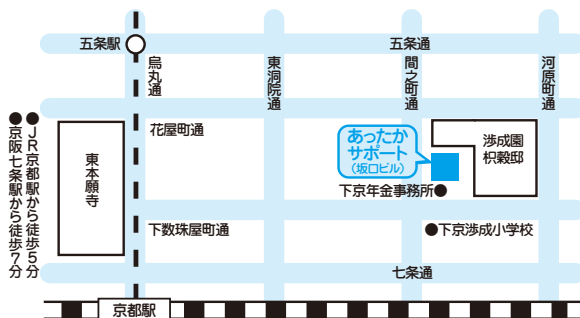
■ご相談とお問合せ TEL 075-352-2640
FAX 075-352-2646

特定非営利活動法人 あったかサポート事務局

HP <http://attaka-support.org/>
E-mail attaka-support@r6.dion.ne.jp

●お問い合わせ時間 平日/10:00~17:00(土・日・祝日は休業)

●ご相談 土・日・祝日に関わらず、別途設定します。



筒井美紀・櫻井純理
本田由紀 編著
勁草書房

当法人に謹呈を
頂いた図書を
紹介しています



筒井美紀 著
ジャパンマシニスト社



脇田滋・矢野昌浩・木下秀夫 編
日本評論社